

# 新たな住民税非課税世帯等給付金(10万円)と子育て世帯加算(5万円)が支給されます

問 保健福祉課 福祉係 ☎42-2650

この給付金は、令和5年度の非課税給付(7万円)または均等割のみ課税給付(10万円)の対象となった世帯は対象外となります。

物価高騰による負担増をふまえて、令和6年度において**新たに**住民税非課税または住民税均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給します。

また、上記世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯に対象児童1人あたり5万円の子育て加算を支給します(本給付金は、差押禁止及び非課税となります)。

|              |  |
|--------------|--|
| 基準日          | 令和6年6月3日に住民登録がある世帯   |
| 支給対象世帯       | <ol style="list-style-type: none"><li><b>住民税非課税世帯</b><br/>基準日において、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税の世帯</li><li><b>住民税均等割のみ課税世帯</b><br/>基準日において、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税の世帯以外の世帯であって住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯<br/>※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除く(上記1及び2共通)</li></ol>                              |
| 支給額          | 1世帯あたり 10万円  |
| 子育て世帯への加算    | <ol style="list-style-type: none"><li><b>加算対象となる児童の範囲</b><ul style="list-style-type: none"><li>・基準日において同一世帯となっている18歳以下(平成18年4月2日以降生まれ)の児童</li><li>・基準日以降に出生した新生児</li></ul></li><li><b>給付(加算)額</b><br/>対象児童1人あたり5万円</li></ol>   |
| 支給手続き        | <ol style="list-style-type: none"><li><b>令和6年6月3日時点で松前町に住所がある世帯</b><br/>対象となる世帯主宛に「確認書」を郵送します。内容をご確認のうえ必要事項を記入し提出してください(郵送可)。</li><li><b>世帯の中に令和6年1月1日～6月2日までの間に転入者がいる世帯</b><br/>「申請書」を役場または各支所で受け取るか、町ホームページからダウンロードして提出して下さい。<br/>※原則、基準日に住民登録のある市区町村からの給付となります。</li></ol> |
| 支給時期         | 8月下旬から順次支給予定   |
| 確認書・申請書の提出期限 | 令和6年10月31日まで   |
| 提出先          | 役場または各支所   |